

奥州農業振興地域整備計画書

平成29年5月

岩手県奥州市

旧水沢市		旧江刺市		旧前沢町	
地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和44年度
整備計画策定年度	昭和46年度	整備計画策定年度	昭和46年度	整備計画策定年度	昭和46年度
特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和49年度
同上	昭和53年度	同上	昭和54年度	同上	昭和54年度
同上	昭和60年度	同上		同上	平成7年度
同上	平成9年度	同上		同上	
農業・農村振興 総合対策指定年度	平成2年度	農業・農村振興 総合対策指定年度	昭和62年度	農業・農村振興 総合対策指定年度	平成元年度
農業・農村整備 計画指定年度		農業・農村整備 計画指定年度		農業・農村整備 計画指定年度	
農振計画策定 再編事業指定年度		農振計画策定 再編事業指定年度	平成7年度	農振計画策定 再編事業指定年度	
農用地利用計画 明確化事業指定年度		農用地利用計画 明確化事業指定年度		農用地利用計画 明確化事業指定年度	平成12年度
基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成15年度	基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成13年度	基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成17年度

旧胆沢町		旧衣川村	
地域指定年度	昭和44年度	地域指定年度	昭和45年度
整備計画策定年度	昭和45年度	整備計画策定年度	昭和46年度
特別管理指定年度	昭和49年度	特別管理指定年度	昭和50年度
同上	昭和54年度	同上	平成5年度
同上	昭和60年度	同上	
同上		同上	
農業・農村振興 総合対策指定年度	平成2年度	農業・農村振興 総合対策指定年度	
農業・農村整備 計画指定年度		農業・農村整備 計画指定年度	昭和61年度
農振計画策定 再編事業指定年度	平成8年度	農振計画策定 再編事業指定年度	
農用地利用計画 明確化事業指定年度		農用地利用計画 明確化事業指定年度	平成11年度
基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成14年度	基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成16年度

奥州市	
基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成20年度
基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成23年度
基礎調査に基づく 計画の変更年度	平成28年度

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	振興の方向	1
2	計画の特色	3
第2	農用地利用計画	4
1	土地利用区分の方向	4
(1)	土地利用の方向	4
ア	土地利用の構想	4
イ	農用地区域の設定方針	9
(2)	農業上の土地利用の方向	10
ア	農用地等利用の方針	10
イ	用途区分の構想	10
2	農用地利用計画	16
第3	農業生産基盤の整備開発計画	17
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	17
2	農業生産基盤整備開発計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	22
4	他事業との関連	22
第4	農用地等の保全計画	23
1	農用地等の保全の方向	23
2	農用地等保全整備計画	23
3	農用地等の保全のための活動	24
4	森林の整備その他林業の振興との関連	24
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画	25
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向	25
(1)	効果的かつ安定的な農業経営の目標	25
(2)	農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向	26
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	27
(1)	集落営農の育成対策	27
(2)	農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地移動適正化あっせん事業等の 農用地の流動化対策	27

	(3) 農作業の受委託、共同化、生産組織の育成対策	27
	(4) 地力の維持増進対策	27
第6	農業近代化施設の整備計画	28
1	農業近代化施設の整備の方向	28
2	農業近代化施設整備計画	29
3	森林の整備その他林業の振興との関連	30
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	31
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	31
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	31
3	農業を担うべき者のための支援の活動	31
4	森林の整備その他林業の振興との関連	31
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	32
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	32
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	33
3	農業従事者就業促進施設	33
4	森林の整備その他林業の振興との関連	33
第9	生活環境施設の整備計画	34
1	生活環境施設の整備の目標	34
2	生活環境施設整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
第10	附図	36
1	土地利用計画図	(附図1号)
2	農業生産基盤整備開発計画図	(附図2号)
3	農用地等保全整備計画図	(附図3号)
4	農業近代化施設整備計画図	(附図4号)
5	生活環境施設整備計画図	(附図6号)

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

奥州市は、平成18年2月20日、水沢市、江刺市、前沢町、胆沢町及び衣川村が合併して誕生した。連綿と現在まで受け継がれた歴史と文化を継承しながら、新たな時代を見据え、将来に向かって豊かで、安心、安全なまちづくりを永続的に進め、市勢の発展をめざすものである。

平成28年度策定中の奥州市総合計画において、めざすべき都市像として、

「地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市」

を掲げ、地域ごとの歴史や伝統、文化といった個性や特徴を生かしつつ、市民一人ひとりがまちづくりの主役となりながら積極的に市政に参画し、協働していくことで、新しい時代にふさわしい自治のまちづくりを進めるとしている。

これを実現するため、①人口減少対策プロジェクト、②ILCプロジェクト を定め、市政の各部門にかかわる施策の大綱を次のように設定し、まちづくりの目標を示す。

① みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

- ・市民と行政が協働してまちづくりを実践するまちを目指します。
- ・市民が自主的に学び交流する学習やスポーツを通じて、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちづくりを目指します。

② 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

- ・豊かな心や創造力を持つ人材を育む教育を行い児童生徒が「生きる力」をはぐくむまちを目指します。
- ・地域の歴史と文化を保全するとともに、理解し魅力を発信することで、さらに地域に誇りを持てるまちを目指します。

③ 健康で安心して暮らせるまちづくり

- ・市民同士の支え合いなどにより、すべての市民が健やかに安心して生活でき、安心して子どもを産み育てられる環境があるまちを目指します。

④ 豊かさと魅力のあるまちづくり

- ・活力ある農林業・商業・工業などが営まれ、新たな産業が生まれ、多くの人々にとって働く場があるまちを目指します。

⑤ 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

- ・環境負荷を低減し、環境にやさしい循環型のまちをつくとともに、防災対策や消防体制、交通安全対策などが充実し、安全・安心な市民生活が確保されるまちを目指します。
- ・市民の日常生活の移動手段を確保するため、持続可能な地域公共交通を実現するまちを目指します。

⑥ 快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・住環境や道路整備、地域情報化などの都市基盤の充実により、誰もが快適で安全な暮らしを支えるまちを目指します。

2 計画の特色

農業の担い手及び農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、荒廃農地の増加、農畜産物の価格低迷等に加え、平成 27 年に大筋合意した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定による影響も懸念され、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

こうした農業情勢の中、本市の農業が一層の発展を遂げるためには、「集落営農の推進、担い手の育成」「農業生産基盤の整備充実」「農畜産物の安定生産と地域ブランドの推進」「環境にやさしい農業の推進」「活力ある農村の形成」「地域 6 次産業化の推進」の 6 本の柱を基本としながら、農業の振興に努めるものである。

また、土地利用については、平成 21 年 12 月に策定された国土利用計画奥州市計画、平成 22 年 3 月に策定された奥州市都市計画マスタープランに則し、地域振興のために都市的土地利用を行う土地と継続的に農業を行う土地との調整を十分に行い、優良農地を安定的・継続的に保全しながら本市の基本的な財産である土地を最大限に有効活用し、価値のある財産として次代に引き継ぐことができるよう考慮し、魅力ある快適な農村環境づくり、低コスト化・省力化による生産性の高い農業の実現、それぞれの地域に適した農業形態、生産組織の育成を進めるものである。

本計画は、奥州市総合計画のめざす地域振興の方向が基調となっており、他の計画との整合性を図るとともに農業者の意向を反映させながら、関係機関等からの意見聴取により、奥州市農林審議会の審議を経て策定した。

なお、計画策定時にはアンケート調査の分析・活用など住民の意見を十分に取り入れながら、将来に向け地域農業の継続的な振興のための合意形成を行っていることから、本計画は、豊かで力強い農業の振興を図るためのマスタープランとして位置付けるものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置

本市は、岩手県内陸南部に位置し、市のほぼ中央を一級河川・北上川が流れ、その西側には北上川の支流である胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、東側は北上山地につながる田園地帯が広がるとともに丘陵山岳地帯となっている。北は北上市・西和賀町・金ケ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に隣接し、東西に約 57km、南北に約 37km の広がりを持つ市である。

② 土地利用の状況

本市の市域面積は 99,330ha あり、うち 61,737ha を農業振興地域として指定している。その内訳は、農用地が 23,347ha(37.8%)、農業用施設用地 160ha(0.3%)、山林・原野 26,431ha(42.8%)、その他 11,799ha(19.1%)となっている。農用地区域内農地の利用状況は、19,940ha のうち田 16,482ha(82.7%)、畑 2,900ha(14.5%)、樹園地 558ha(2.8%)となっている。

③ 人口の見通し

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査人口で 119,465 人となっており、県内有数の人口規模であるが、その人数は平成 7 年の 133,228 人をピークに減少傾向にある。なお、平成 22 年国勢調査からの人口減少率は 4.2%となっており、県全体の人口減少率 3.8%より高くなっている。

年齢構成について、奥州市総合政策部政策企画課「平成 27 年 9 月、奥州市の人口」によれば、年少人口(0～14 歳)が 11.5%、生産年齢人口(15～64 歳)が 56.0%、老年人口(65 歳以上、不詳含む)が 32.5%となっており、県全体の平均と比較して老年人口の割合が高く、年少人口、生産年齢人口の割合が低くなっている。

世帯数は、平成 27 年国勢調査で前回調査時から 337 世帯増の 41,725 世帯となっており、核家族化の進行と高齢者のみの世帯の増加が要因となっている。

人口の推移は、奥州市が平成 22 年に策定した「都市計画マスタープラン」及び国勢調査によると、平成 22 年に 124,746 人であったものが、平成 27 年には 119,465 人となっており、明らかに人口減少の傾向がみられる。この減少の流れを、新規企業立地等による雇用環境の充実と、定住化対策や子育て環境の整備等で出生率を高めることで最低限に押さえることにより、平成 32 年には 115,143 人になると見込んでいる。

また世帯数は、平成 28 年 3 月に策定した「奥州市人口ビジョン」の推計によると

平成 32 年の人口の見通しから世帯数を推計すると 41,764 世帯になると見込まれ、平成 27 年に比較して 39 世帯の増となり、1 世帯あたりの人員は、平成 27 年の 2.86 人が平成 32 年には 2.70 人になることが予想される。

④ 産業の見通し

・ 農業

農業従事者の高齢化、担い手不足が進んでいることから、農地の集積、土地利用型農業の推進、コストの低減による効率的な生産体制の構築、土地改良事業の導入による効率的な農業生産基盤の充実などにより、農業所得の向上と経営の安定化を図るとともに、担い手の確保、育成を図っていく。

農業所得の向上のため、農畜産物に加工等の付加価値をつけて販売や流通まで展開する取り組みが求められている。市内各地に産直施設が開設され、生産者には農畜産物や加工品の販売場所として、消費者には新鮮な農畜産物の入手先として大きな役割を担っており、この生産者と消費者をつなぐ取り組みを推進する。

市を代表する全国的な農畜産物ブランドである「前沢牛」、「江刺りんご」等の既存ブランド力の強化を図るとともに、新たな農畜産物ブランドの確立、農業の 6 次産業化、農商工連携の促進による農畜産物を核とした新商品開発、販路拡大などを積極的に支援する。

また、関係機関等と連携し、多様な情報発信を積極的に行い、地元食材及び地元産材の利用拡大など地産地消の取り組みを促進し、広域的な流通対策を図る。

安全かつ環境と調和した循環型農業を推進するほか、地域住民が一体となった農村の景観保全と農業・農村の多面的機能及び環境保全機能の維持活動を支援するとともに、農村地域に活力をもたらすため、グリーン・ツーリズム等による農村と都市との交流を推進する。

堆肥の循環化、農地の炭素貯留量の増加につながる土壌管理等の営農活動を普及するとともに、生産現場での農業適正管理（トレーサビリティ）、農業生産工程（GAP）の取り組みを推進し、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用を削減することなどにより、環境負荷の軽減に配慮した持続的農業を推進する。

・ 林業

本市の豊富な森林環境において、森林は、水源のかん養、地球温暖化防止等公益的機能を有している。これら森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう緑豊かな森林の形成と林業経営の安定を図るため、森林の管理体制の強化と生産基盤の整備、地域の安全性を確保するための複層林化の推進と治山対策の促進、松くい虫の駆除と松林の樹種転換を推進し、100 年先を見通した森林づくりを進める。

森林の整備にあたっては、多面的機能について、計画的に各機能の充実と調整を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するため、適切な森林施策を実施し、より

健全な森林資源の維持造成を推進することとする。具体的には、人工林の齡級構成の平準化、天然林の適切な保全、整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施策、育成天然林施策等の計画的な実施により、多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林業関係者との連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施策や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、高性能林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通・加工まで一連の条件整備を計画的に推進する。

さらに、市民や市民グループ等と連携した森林活動等による森林環境教育の促進、森林資源の総合的利用を積極的に推進する。

これら豊富な森林資源を有効に活用し発展させるため、森林活用に係る情報の収集と提供による新たな活用の掘り起こしに努め、森林と生活が調和する緑豊かな潤いのあるまちづくりを目指す。

なお、林道、作業道については、効率的な森林施策、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の林内路網の整備を計画的に推進する。

・ 工業

平成 26 年度の工業統計によると、本市製造業（従業員 4 人以上）の事業所数は 285 社で、従業員数は 9,425 人、製造品出荷額は 20,696 千万円となっている。

事業所数や従業員数は減少・停滞傾向が続き、景気後退以降から落ち込んだ製造品出荷額等も様々な生産環境悪化の影響により、リーマンショック前の水準まで回復していない。

本市の地域経済の活性化のためには、地域産業が持続的に発展し続けることが重要である。企業の競争力強化や中小企業の経営安定化に対する支援、少子高齢化の進展等で課題となっている、高度なものづくり人材の育成・確保、熟練技能の継承や若年者の確保・育成、労働生産性の向上などの支援が望まれている。

市内企業の安定的・持続的な発展に向け、生産性の向上や販路開拓の支援など技術力、経営強化に向けた取り組みの推進と、岩手大学鑄造技術研究センターとの連携など、産学官連携や異業種交流を促進し、多様な連携による高付加価値な新商品や新技術の開発、新たな事業展開に向けた支援を行っていく必要がある。

また、関係機関と連携を図り、起業家の育成や創業に向けた支援により起業・創業の活発化を図る必要がある。

現在の市内工業団地への立地企業数は、9 工業団地で 98 社に及び、分譲率は約 87.7%になっている。

自動車、半導体、医療・福祉関連産業については、岩手県、宮城県を中心とした東北地域が新たな集積地域として注目を集めていることから、企業誘致の促進

に向け、企業誘致活動の強化と各種情報発信、企業折衝の推進を図るとともに、企業ニーズに合わせた優遇制度の整備、大規模区画も対応可能な新たな工業団地の整備や社会資本などの整備を推進する必要がある。

- ・ 商業・観光物産

本市の商業地は、旧来の商店街を中心とした市街地商業地区と周辺の郊外型大型店とに分かれている。消費者のニーズの多様化、行動の広域化など消費者行動の変化により郊外型大型店へ購買客の流出が進み、商店街では空き店舗や空き地が増加し、集客力の低下による空洞化が進んでいる。周辺部では大型店の立地が進み、市内はもとより、近隣市町を含めた大型店とも競争が激しくなっている。

合併により市内には複数の商業集積地域が形成されていることから、地域の特性を活かした魅力的で個性あふれる商店街の形成が望まれている。

そのためにも、まちづくりと一体になり、かつ消費者のニーズに対応した高感度な商業を検討し、展開していくための組織的な基盤や人材の育成が必要である。

平成26年の商業統計によると、本市の事業所数（商店数）は、卸売業、小売業とも減少しており、また、従業員数、年間商品販売額、売り場面積も同様に減少している。

市内に商工団体が2つあり、経営指導や金融指導等を実施しているが、これらの事業をより発展させていくためにも、商工団体間の連携体制の強化を促進するとともに、これら商工団体等と連携し、事業者等が商業活動を円滑に行えるように、経営の高度化、合理化を図るための幅広い支援が必要である。

このような現状を踏まえ、商店街や個店の魅力を高めるため、商業環境の整備、顧客サービスの向上や商店街活性化事業を推進するとともに、市街地においては、多様な主体との連携を図り、その活性化を計画的に推進し、賑わいあふれるまちづくりをめざす。

また、地域の特性とバランスに配慮した商業集積を目指すとともに、卸売業や流通・サービス業を含めた商業全般を振興する。

若手経営者や後継者などの次代を担う人材の育成を図るとともに、新規開業者や起業家などの育成を支援する。

商工会議所や商工会などと連携し、経営指導の充実を図るほか、経営基盤の安定を図る各種制度の充実に努め、より円滑な商業活動を行える環境を整える。

観光物産について、本市は文化・歴史・自然・温泉等多くの観光資源を有しているものの、それぞれの観光資源が、広大な市域に点在している状況であり、関連性や共通性等の明確な位置付けによるルート化が確立されていない現状にある。

各区に点在する温泉・良質な農畜産物・伝統工芸品などさまざまな観光資源等の融合により、従来の典型的な通過型観光から、滞在型観光へ向けたルートの確立と活用が求められている。

また、平泉文化の世界文化遺産登録を契機とし、中心となる平泉町との共同による積極的な観光の推進により、国内はもとより海外からの観光客もターゲットとした観光誘致事業の展開や、歴史公園えさし藤原の郷を中心としたテレビ・映画等の積極的なロケ誘致により、ロケと観光を結びつけるなど、地域の特性と資源を活かした魅力ある観光事業の推進が必要となっている。

さらに、情報発信や観光宣伝は、従来のパンフレットなどによる紙媒体、ホームページ等によるいわゆる待ちのPRが主流であり、市内外、県外に対して積極的な観光宣伝に向けた観光の推進が求められている。

南部鉄器や岩谷堂箆笥、奥州牛、前沢牛、岩谷堂羊羹、乾麺、はとむぎ製品や菓子類などの各種加工食品、地酒など特色ある物産が豊富であるが、商品開発や流通販売の面において十分な体制が確立されていない。特に、伝統的工芸品に指定されている南部鉄器、岩谷堂箆笥は、後継者対策に力を入れながら、特色を生かした地場産業の振興に力を注ぎブランドの確立に向けた取り組みが必要である。

また、古くから継承されてきたまつりやイベントが各区にあり、市全体のものとして継承していくとともに、新たなまつり・イベントの創出が課題である。

このような現状を踏まえ、本市が有する観光資源等を有効活用した回遊ルートを確立し、滞在型観光への移行により観光振興の推進を図るため、県内外に対して積極的なPR活動を展開するとともに、新たな観光資源となる平泉文化の世界文化遺産登録や国内最大級の胆沢ダム、歴史公園えさし藤原の郷を中心としたテレビ・映画等ロケと連動した観光誘致事業を推進する。

また、多様化する観光ニーズに対応するため、各種観光団体と連携しながら、アンケート等による観光客への積極的なリサーチ活動を推進するとともに、各種観光・レクリエーション施設、アクセス等の整備・改善に努める。

全国に向け市独自の特色ある特産品ブランドづくりの推進を図るとともに、各種広報媒体の活用と、インターネット市場など、新たな市場開拓や受け入れ態勢の整備・充実に努める。

観光団体や各種観光ボランティアガイドの組織の支援や育成に努め、協働による観光振興を積極的に推進する。

⑤ 土地利用の向上

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であり、市民が安心して、快適でうるおいのある生活を営む基盤であるとともに、活力ある経済活動を営む基盤でもある。

したがって、土地利用については公共の福祉を優先し、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的な諸特性に配慮して、歴史的文化遺産や優れた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と市全域の均衡ある発展を促すことを基本とする。

特に、都市的土地利用と農林業的土地利用の計画的調整を進め、無秩序な農地の改廃を抑制し、農林業の生産活動とゆとりある生産環境等にも配慮しつつ、農用地の利用集積による土地の有効利用を促進するとともに、優良農地の確保に努める。

⑥ 土地空間の移動構想 (単位：ha、%)

	農用地		農業用施設		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 28年	23,347	37.8	160	0.3	26,431 (0)	42.8 (0)	946	1.5	149	0.2	10,704	17.3	61,737	100
目標 33年	23,214	37.6	164	0.3	26,281 (0)	42.6 (0)	961	1.6	149	0.2	10,968	17.7	61,737	100
増減	△ 133		4		△ 150		15		0		264		0	

- (注) 1 カッコ内は混牧林地面積である。
2 目標値は市国土利用計画より推計した。

イ 農用地区域の設定方針

① 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域にある現況農用地 23,347ha のうち、(ア)～(ウ)に該当する農用地で、施設の整備に係る農用地以外の農用地約 19,969ha について、農用地区域を設定する方針である。

(ア) 10ha 以上の集団的な農用地

(イ) 土地改良事業又はこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

(ウ) a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
ただし、次の a～d の土地については農用地区域に含めない。

a 集落地区内に介在する農用地

b 自然的な条件からみて、農業の近代化を図ることが適当でない認められる次に掲げる農用地

- ・周囲が山林原野に囲まれた農用地

c 農業振興計画に位置付ける事業用地

d その他

- ・公共施設として開発が見込まれる農用地

② 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

約 76ha

③ 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

約 39ha

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業振興地域内の農用地は、北上川を挟み、西側は胆沢川によって開かれた胆沢扇状地、東側は北上山地につながる田園地帯が広がっており、地域全体が豊富な自然に恵まれている。

その立地条件を活かして、水稲に加え畜産、果樹、野菜、花き等の複合型農業経営による高生産農業を展開してきた。特に「前沢牛」、「江刺りんご」等は全国的なブランドを確立し、その名声を高めている。また、ピーマン、きゅうり、トマト、りんどう、ハトムギも県内有数の産地であり高い市場評価を得て、広がりが期待されている。

水稲は本市農業の中核を占め、水田の水利や土壌条件、団地性ともに優れていることから、水田の有効活用で良質米の安定生産をさらに進める。また、水田は水稲に転作作物栽培を加えた土地利用であるが、土地基盤整備による水田の汎用化に伴い、大豆・麦等を中心とした転作作物の団地化を図る。

一方、山間丘陵地帯の農用地は、米と畜産、米と野菜・花きの複合経営に利用されているが、全体的に土地の生産性が低い。こうした地域では、米以外の収益性の高い作物の導入や、放牧などの畜産農家との連携による農用地の高度利用を図る。

イ 用途区分の構想

《水沢区》 A

① 水沢地区

本地区は、区の西側に位置する地区であり、東北縦貫自動車道、国道4号、JR東北本線が南北に縦断、国道397号が東西に横断し、都市的土地利用が進んでいる。

福原地区においては、一部30a区画のほ場整備が実施され効率的な営農が行われているが、認定農業者等の担い手が不足しているため、集落営農などによる農地の保全を検討していく必要がある。北下幅地区ではほ場整備事業の実施を検討し、現在の認定農業者や営農組織による農地集積を進め優良農地の確保を図る。

② 佐倉河地区

本地区は、区の北部に位置し、地区内農地面積の90%以上が水田である。ほ場整備事業は西部の玉ノ木地区と満倉地区で完了している。

ほ場整備実施地区では、今後担い手への農地利用集積やブロックローテーションによる土地利用型作物、花き・野菜等高収益作物への取り組みを積極的に進め、低コスト農業の実現を図る。他の地区においては、認定農業者等担い手の確保育成に努め、農地集積を進め優良農地の確保を図る。

③ 真城地区

本地区は、区の南側に位置し、国道 4 号により大きく二分されている。西側は段丘を形成して山林・原野の比率が比較的高いが、区画整理を検討している。

東側は、ほ場整備事業が終了している地域のほかに、2カ所で区画整理を実施する予定である。担い手組織による大豆や小麦のブロックローテーションが実施されるなど、集団的土地利用や担い手への農地集積が進んでおり、将来にわたり確保すべき優良農地である。

④ 姉体地区

本地区は、真城地区のほ場整備事業受益地の東側に隣接したほ場整備事業実施地域と、北上川沿いの畑の多い地域とに区分することができる。

ほ場整備事業実施区域は、法人化した組織が複数存在することから、ほ場整備区域全体のブロックローテーションや効果的な土地利用の推進を図る。畑作地域は担い手が不足し荒廃農地の発生が多く見られることから、学校給食への食材供給など地産地消の取り組みを進めながら野菜作付けを拡大し、農地の積極的活用を図る。

⑤ 羽田地区

本地区は北上川の東側に位置し、東北新幹線が縦断、地場産業の鋳物工場が建ち並ぶ平坦部と、丘陵部とに分かれている。

平坦部では、県営土地改良総合整備事業を実施し、パイプラインによる給水方法を取り入れており、ほ場整備事業と相まった高能率な農業生産の確立を目指す。

丘陵部では、未整備のほ場が多いため、集落営農の推進など適正な農地保全の方策を検討しながら、有効な土地利用を図る。

⑥ 黒石地区

本地区は北上川の東側で羽田地区の南側に位置している。北上川沿いの二渡地区、丘陵地の小黒石地区において基盤整備事業を実施しているほかは小規模な水田が多い。中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定などにより農用地の保全を図っていく必要がある。

また、所得向上につながる野菜・果樹・菌床しいたけなどの作付面積の拡大による複合経営の確立に努めていく。

《江刺区》 B

① 岩谷堂地区

本地区は区の西側に位置している。沖、餅田地区の農用地約 250ha 及び歌読・増

沢地区の農用地約 160ha については、ほ場条件が整備されている。今後も良好な営農条件を備えていることから農地としての利用を進める。

主要地方道水沢米里線と県道岩明岩谷堂線間の傾斜に存在する農用地は、その 2/3 が農地、1/3 が採草放牧地と利用されているが団地性に恵まれず、営農類型が入り交じっているため、農用地の集団化等を推進し、有効な土地利用を図る。

② 愛宕地区

本地区は、北上川の沖積地帯で、極めて平坦で肥沃な地帯である。このうち約 300ha は、ほ場整備により営農条件が整備されており、残る農地についても整備を進めていく。水田、畑、樹園地の混在も見られる状況となっているが、地区一体で野菜、果樹など高収益作物への取り組みを積極的に進め、その利用を図る。

③ 田原地区

本地区の伊手川及び人首川水系に属する原体、前田地区の平坦部約 320ha の農地は、ほ場整備、用排水条件は整備され、団地性にも恵まれている。今後も良好な営農条件を備えていることから農地としての利用を進める。

小田代川水系に属する約 180ha の農地は、3/5 が水田、1/5 が樹園地、1/5 が畑地として利用され、田、樹園地は、ほ場整備、水利等の条件整備が一応整った団地性を保っている。一部排水不良が見られるため、乾田化を促進する一方、畑地についても地続きの低利用地の改良整備に努め、集団的な畑、樹園地としての利用を進める。

大田代川水系に属する農地約 250ha は、標高 200～300m に位置し、田畑輪換が可能な条件整備を推進し、米作偏重の土地利用形態を改め農地利用を進める。

④ 藤里地区

本地区の伊手川、田瀬ダム水系に属する農地約 450ha については、一応の整備がなされ、団地性 20ha 以上の農地として構成されているが、湿田も随所に見られることから、今後、田畑輪換に対応した条件整備を進め、農地としての利用を図る。

⑤ 伊手地区

本地区の伊手川水系に属する約 250ha とその支流に属する約 70ha の農地は、団地性 20ha 以上で構成されており、水田として利用されている。今後は残る下伊手地区未整備水田約 40ha の整備と汎用水田としての条件整備を進め、その利用を図る。その他の未整備地区水田については、畑地転換が可能な条件整備を進める。

畑、樹園地、採草放牧地は団地性に乏しく、混在していることから開発整備を進め、集団的で画一性のある土地利用を推進する。

阿原山には、北上山地広域農業開発事業により拡張された牧野、そして十日市に

はわい化リンゴ園があることから、農地として積極的利用を進めるものとする。

⑥ 米里地区

本地区の人首川水系に属する八幡、野里、兄和田地区の農地約 220ha については、ほぼ整備がなされ、団地性 20ha 以上で構成され、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

主要地方道江刺東和線沿いの約 240ha の農地は、主に採草放牧地、畑であるが、水田については田畑輪換の可能な条件整備を図り、生産性の高い農地利用を進める。

二股、木細工、大野の各集落周辺の農用地約 60ha は、その 2/3 が田、1/3 が畑または採草放牧地として利用されているが、地形上機械化の条件に恵まれないことから、田から畑への転換を進め、高冷地野菜生産等、生産性の高い土地利用を進める。

⑦ 玉里地区

本地区の人首川、田瀬ダム水系に属する約 800ha の農地はほぼ整備され、今後の田畑輪換に対応した条件を備えた団地性 20ha 以上で構成され、機械化一環作業体系が確立しているため、今後とも優良農地としての確保を図る。

⑧ 梁川地区

本地区の広瀬川、田瀬ダム水系に属する約 560ha は、既にほ場、水利とも整備され、そのほとんどが団地性 20ha 以上で構成されており、今後の田畑輪換に対応した条件整備に配慮しながら農地としての利用を進める。

⑨ 広瀬地区

本地区の広瀬川、田瀬ダム水系に属する農地約 600ha は、そのほとんどがほ場、水利とも整備され、団地性 20ha 以上で構成され、機械化作業体系が確立しているため、今後の田畑輪換に対応した条件整備に配慮し、優良農地としての確保を図る。

⑩ 稲瀬地区

本地区の北上川沖積地帯約 450ha の農地は、既にほ場、用排水条件の整備が完了し、平坦地として一連の団地性を構成しており、今後の田畑輪換に対応する条件を備えていることから、農地としての利用を進める。

田瀬ダム水系に属する、柏原、正源寺台の農地約 320ha と広瀬川水系に属する農地約 30ha は、ほ場及び用排水条件の整備がなされ、一団の土地を形成しているため、農地としての利用を進める。

《前沢区》 C

① 前沢地区

本地区の東部は、国道4号東側一帯の稲置・大桜地区を中心とした平坦な約120ha農用地で、ほ場整備がほぼ完了し、水田として利用されている。大桜では大型機械による稲作が行われているほか、大規模な転作大豆の栽培が行われている。

水稲の耕作条件が整備されていることから、今後も水稲を主体として、これに麦・大豆を組み合わせた土地利用を進める。また、一団地30ha規模で安定した生産を続けているリンゴ園は、今後も果樹園としての土地利用を推進する。

西部高台にある、上野原地区の162haの農用地は、ほ場整備が完了し、国・県営水利事業等で農業水利の整備も図られており、今後も優良農地の確保を図る。

南部の白鳥地区一帯の農用地は、早くから土地基盤整備事業が完了するなど、機械化の条件に恵まれ生産性の高い良好な営農条件を備えていることから、今後とも農地としての土地利用を進める。中山間地域や東側高台の農用地については、今後も水田及び畑として利用の継続を図りながら複合経営により生産性の向上を図る。

② 古城地区

本地区の東部は、平坦部一帯の約300haの農用地で、国・県営水利事業等により農業水利の整備が進められ、そのほとんどで基盤整備事業が完了している。効率的で生産性の高い営農条件を備えており、優良農地としての土地利用を進める。

本地区の西部は、高台一帯の農用地で、この中央部から北部にかけての140haについては県営の経営体育成基盤整備事業により整備された。また、南側のおおむね90haについては早くから基盤整備事業が実施されるなど、機械化の条件に恵まれ、生産性の高い営農条件を満たしていることから、農地としての土地利用を進める。

③ 白山地区

本地区は平坦な農用地で、国・県営水利事業等で農業水利の整備が進み、地域全体272haを一つとして県営の経営体育成基盤整備事業が完了している。

生産性の高い水田としての要件を備えていることから、今後も優良農地としての活用を図る。また、畑については、小規模に分散してはいるものの、複合経営としての利用を進めながら団地化を推進する。

④ 生母地区

本地区の西部は、北上川流域東側一帯の平坦な農用地で、北上川からの取水となっている。北側の162haについては、基盤整備事業が完了し効率的な営農が行われ、機械化の条件に恵まれた農用地であることから、水田としての土地利用を進める。

東部は、県道一関北上線東側の中山間地域に連なる農用地で、大部分が県営束稲かんがい排水事業で北上川から取水し、必要な農業用水が確保されている。安定した稲作への環境の整備が進んでおり、中山間の農用地としての土地利用を図る。

また、この地域は基盤整備事業が進んでいないことなどから、転作田としての畑への汎用化は難しい面もあるが、作目を選定し団地化を進め生産の拡大を推進する。

《胆沢区》 D

① 小山地区

本地区は寿安堰の流域に位置し、比較的平坦なこの地域は、地域全体が水田として利用されている。そのほとんどが団地性 10ha 以上で構成されており、水利条件も整っているため、農用地として利用度の高い地域である。また、本地区全体を俯瞰するように、ほ場整備事業が計画されており、より一層の土地生産性及び労働生産性の向上を図るとともに優良農地として確保していく。また、一部丘陵地帯については、畑、草地等が多く、畜産の盛んな地域でもあることから、水稻と畜産の複合経営を核とした推進に努める。

② 南都田地区

本地区は、水利の便もよく、地形も平坦地帯であり、1,300ha もの農用地は主に水田として利用されている。機械化の要件を備え、効率的で生産性の高い営農条件を満たしていることから、優良農地としての土地利用を確保する。現在は、都鳥地区、荻ノ窪地区及び南下幅北部地区において、ほ場整備の面工事が進んでおり、より一層、担い手や営農組織への農地集積を進め、優良農地としての活用を図る。

③ 若柳地区

本地区は、地形も平坦地帯であり、740ha の農用地のほとんどが団地性 10ha 以上で構成されている。現在、愛宕地区及び若柳中部地区において、基盤整備事業が行われており、今後とも、田畑輪換可能なほ場の条件整備を行い、農用地としての活用を図る。また、一部丘陵地帯については、畑、草地等が多く、畜産の盛んな地域でもあることから、水稻と畜産の複合経営を核とした推進に努める。

《衣川区》 E

① 北股地区

本地区は、区の北西側に位置する地区である。北股川が東西に横断するとともに、地区全体が山林に囲まれている。

丘陵地帯であり、畑、草地が多く、畜産・花きの盛んな地域であることから、水稲と畜産・花きの複合経営を推進する。

また、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

② 南股地区

本地区は、区の南西側に位置する地区である。南股川が東西に横断し、平坦地は比較的整備された農用地があるものの、地区全体が山間地域となっていることから、未整備の農地が多い状況にある。

丘陵地帯であり、畑、草地が多く、畜産・花きの盛んな地域であることから、水稲と畜産・花きの複合経営を推進する。

また、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

③ 衣川地区

本地区は、衣川(通称：北股川)と南股川の合流する区の中心部となっており、比較的平坦地となっていることから、今後も農地としての活用を図る。

さらに、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

④ 衣里地区

本地区は、国道4号に接する市の南部に位置し、衣川下流に広がる平坦地帯となっている。また、20～30a区画のほ場整備が完了していることから、今後も優良農地としての土地利用を確保する。

また、一部山間地域については、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定により農用地の保全を図る。

2 農用地利用計画

別図のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、南流する北上川により市域が二分されており、北上川西部は肥沃な胆沢扇状地の一角をなす平坦部であり、東側は北上山地に連なる丘陵地帯となっている。

北上川西部は、市街地を除き大規模に連担する水田地帯となっており、岩手県屈指の良食味米を生産する穀倉地帯である。

本市の水田は、10a程度の小区画に加え用排水路は兼用であるものが多かったが、西側の平坦地は、ほ場整備を実施中または今後実施予定の地区が数多くあり、1ha規模の大区画ほ場が大部分を占める予定である。

また、地形条件等により区画整理が困難な地域の農地についても、中山間地域等直接支払制度等の活用により進入路や用排水路の改良を行うなど、少しでも作業がしやすくなる工夫を取り入れる。

今後の水田農業には生産コストの低減が欠かせないことから、基盤整備による大区画ほ場の整備を中心に、農道整備事業及びかんがい排水事業等の整備を進め、耕作者への大規模農地集積による生産性の向上を促進するとともに、可能な限り環境への負荷や影響を配慮しながら土地利用の高度化を図る。

(1) 水沢区

ア 水沢、佐倉河、真城、姉体地区

佐倉河、真城、姉体地区のほ場整備事業完了地域は、転作のブロックローテーション等、担い手への農地利用集積に結びつく土地利用調整が順調に進んでいる。4地区全てにおいて今後もほ場整備が進む予定であり、認定農業者や集落営農組織といった担い手の育成、農地集積を進めていく。

イ 羽田地区

平坦部においては、ほ場整備・パイプライン設備の敷設が終了しており、今後は農地の集団的利用など担い手への農地集積の促進が必要である。

山間部においては、中山間地域等直接支払制度による集落営農などを検討しながら農地の保全を図る。

ウ 黒石地区

平坦地におけるほ場整備事業の早期完工を推進し生産基盤の確立を図る。山間部については、基盤整備事業や農道、集落道の整備、活性化施設の整備を検討し、地域農業の担い手の確保、及び農地の保全を図る。

(2) 江刺区

ア 岩谷堂地区

平坦部については、ほ場整備や用排水路の改修事業等がほぼ完了し、水田農業経営

確立対策への対応を推進していく。

イ 愛宕地区

地区全体としては県営事業によるほ場整備がほぼ完了しており、生産条件の整備や水質の保全についての改善が図られている。今後も農道・用排水路及び土壌改良等の整備を推進していく。

ウ 田原地区

一部の地区に排水不良田が見られるため、今後の水田農業経営確立対策等に対応するほ場整備事業を導入しており、用排水改良等を推進するほか、農道、集落道の整備拡充を検討する。

エ 藤里地区

一部の地区に排水不良田が見られるため、今後の水田農業経営確立対策等に対応するほ場整備事業を導入しており、用排水改良等を推進するほか、農道、集落道の整備拡充を検討する。

オ 伊手地区

伊手川水系については、下伊手地区が整備され、ほぼほ場整備が完了している。今後は排水不良田の暗渠排水、用排水路の整備、道路網の整備を検討する。

カ 米里地区

特定農山村地域指定を受けている当地区では、農林業等活性化基盤整備計画に基づいた農道整備及び草地造成等の基盤整備を行う。

キ 玉里地区

国営猿ヶ石開墾建設事業及び国有林活用等により多くの農用地が造成整備されたが、一部に排水不良農地や農道整備等を要するところがあるので、現在ほ場整備事業を進めているところである。

ク 梁川地区

本地区は、農林地一体開発整備パイロット事業により、農地造成や区画整備、農道整備等の生産基盤整備が進められた。現在ほ場整備事業を進めているところであるが、なお不十分な地域もあるため、今後も農道整備、用排水改良、草地造成等の整備を検討する。

ケ 広瀬地区

農用地はおおむね整備されているが排水不良田が比較的多いため、今後整備を検討する。

また、国営猿ヶ石開墾建設事業によって造成された水田の再区画調整及び農道、集落道の整備等を検討する。

コ 稲瀬地区

県営ほ場整備事業等の完了により、地区全体としてほぼ生産基盤の整備がなされているが、なお一部に排水不良農地や農道整備等を要する箇所もあり、今後整備を検

討する。

(3) 前沢区

ア 前沢地区

平坦地帯、西部高台、南部の中山間地帯の三つの区域からなり、平坦地帯の稲置や大桜と白鳥の一部ではほ場整備が完了している。特に、大桜は 1ha 区画を中心とした大区画ほ場となっている。今後、未整備地区については、機械の大型化や水田の汎用化、作目の団地化に対応するため、ほ場の整備を推進する。

西部高台は農業水利の末端に位置しているため、用排水路の改修・保全による農業用水の安定的な確保に努める。

南部中山間地は基盤整備事業等の事業導入が難しいことから、畑作の普及拡大を視野に入れた農道・集落道の整備を検討する。

イ 古城地区

平坦地帯と西部高台地帯からなり、ほ場整備が完了している。また、高台にある小規模な樹園地・畑については、作業の効率化に向け農道の整備を検討する。

ウ 白山地区

北上川の西側に位置する全体が平坦な地区である。この地区全体のほ場整備が完了しており、生産性の高い集落営農の確立を目指していく。

エ 生母地区

北上川の東側に位置し、平坦部とこれに続く中山間地帯からなっている。平坦部の上流地域は、ほ場整備事業が完了し 30a の区画に整備されている。

下流地域は 10a 以下の小区画で、用排水兼用の水路であることから整備が急がれる。さらに、北上川沿いの無堤防地帯であることから水害を受けることが多く、ほ場整備にあたっては国・県との協議を重ねながら進める。

東部丘陵地帯は中山間地域であり、大規模なほ場整備は難しいが、県営かんがい排水事業等で北上川からの取水による用水の安定確保が可能となっている。周辺の農道整備も進んでおり、中小規模な基盤整備事業の導入で生産性の向上を図る。

(4) 胆沢区

ア 小山地区

この地区は平坦地帯であり、水利の便もよく、農用地としての利用度が高い。土地改良事業、かんがい排水事業、ほ場整備事業の導入により、中大型機械化作業体系確立のためのほ場条件の整備を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。また、一部の丘陵地帯についても、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後も農用地として利用することにより、機械化一環作業体系の確立に努め、生産性の向上を図る。

イ 南都田地区

この地区は平坦地帯であり、水利の便もよく、良質米の産地である。かんがい排水事業、ほ場整備事業の導入により、水稻経営の規模拡大を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。

ウ 若柳地区

この地区は比較的平坦地域であり、水田単作地帯である。水利の便もよく良質米の産地でもある。かんがい排水事業、ほ場整備事業の導入により、機械化一環作業体系の確立を図る。

なお、点在する平地林については、自然生態系の保全や景観に十分配慮しながら、散居景観を保持し基盤づくりを進める。また、一部の丘陵地帯についても、県営ほ場整備事業が完了していることから、今後も農用地として利用することにより、機械化一環作業体系の確立に努め、生産性の向上を図る。

(5) 衣川区

ア 北股地区

この地区は、衣川（北股川）の流域に沿って農地が細長く点在しているため、山間部丘陵地帯を含めて基盤整備が遅れている。また、河川や地形の制約を受けて耕地が分断されていることから、効率的な農作業を行うことが困難ではあるが、生産性の向上に向けた区画整理や農道網、用排水路の整備を検討する。

イ 南股地区

この地区は、南股川の流域に沿って農地が開かれている。整備が比較的進んでいるが、南股川の支流に沿った山間部や丘陵地帯に未整備の農地が点在する。今後も生産性の向上に向け、区画整理や暗渠排水の実施、用排水路及び農道網の整備等を検討する。

ウ 衣川地区

この地区は、北股川、南股川の合流点を中心に比較的平坦地が多いため、一部の山間地を除いて土地基盤の整備率は高い。地区内を広域農道が貫通し、近隣市町村へのアクセスも改善されている。今後も未整備地区の区画整理、用排水路の整備、農道網の整備を計画的に促進するほか、1 ha 規模の大区画化による農地の集積も検討を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

エ 衣里地区

この地区は、計画的に区画整理が実施されて、大部分の農地で効率的な機械作業が可能な地区である。今後は用排水路や農道網の整備、1 ha 規模の大区画化による農地の集積も検討を進め、良質米の低コスト安定生産を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ほ場整備	区画整理 A=88.7ha	都鳥2期地区	88.7	1	経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=82.2ha	都鳥3期地区	82.2	2	〃
〃	区画整理 A=113.4ha	南下幅北部地区	113.4	3	〃
〃	区画整理 A=55.4ha	藤里北部地区	78.3	4	〃
	用排水路 A=22.9ha				
〃	区画整理 A=81.7ha	次丸地区	81.7	5	〃
〃	区画整理 A=32.1ha	裏新田地区	32.1	6	〃
〃	区画整理 A=30.9ha	石山地区	30.9	7	〃
〃	区画整理 A=22.1ha	内堀地区	22.1	8	〃
〃	区画整理 A=215.3ha	荻ノ窪地区	215.3	9	〃
〃	区画整理 A=21.3ha	上小田代ぶどう沢地区	21.3	10	中山間地域総合整備事業
〃	用水路 L=85,438m	愛宕地区	433	11	〃
	道路 2路線				
〃	区画整理 A=316.2ha	若柳中部地区	316.2	12	経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=33.3ha	梁川西部地区	33.3	13	〃
〃	区画整理 A=44.7ha	角川原地区	44.7	14	〃
〃	区画整理 A=59.3ha	真城南地区	59.3	15	〃
〃	区画整理 A=70.4ha	真城北地区	70.4	16	〃
〃	区画整理 A=117.5ha	南方地区	117.6	17	〃
〃	区画整理 A=187ha	小山西地区	169	18	〃
〃	区画整理 A=174ha	小山中央南地区	167	19	〃
〃	区画整理 A=82ha	増沢西部地区	80	20	〃
〃	区画整理 A=255ha	小山中央北地区	246	21	〃
〃	区画整理 A=158ha	小山東地区	152	22	〃
〃	区画整理 A=334ha	北下幅地区	368	23	〃
〃	区画整理 A=230ha	下横瀬地区	200	24	〃
〃	区画整理 A=89ha	姉体秋成地区	76	25	〃
〃	区画整理 A=77ha	四ツ屋地区	100	26	〃
〃	区画整理 A=161ha	鴨沢地区	160	27	〃
〃	区画整理 A=30ha	東田西部地区	30	28	〃
〃	区画整理 A=187ha	石田南・南下幅南部地区	100	29	〃

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
ほ場整備	区画整理 A=161ha	真城西地区	100	30	経営体育成基盤整備事業
〃	区画整理 A=60ha	玉里中堰地区	60	31	〃
用排水施設整備	用水路 L=520m	長堤地区	54	32	県営かんがい排水事業
〃	用水路 L=8,201m	二子町南部地区	31	33	〃
〃	用水路 L=4,878m	樋茂井地区	31	34	県営防災減災事業
〃	ため池 1式	小倉沢地区	14	35	〃
〃	ため池 1式	峠森地区	30	36	〃
〃	用水路 L=6,000m	明正地区	27	37	〃

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林資源は、各種林業施策の推進により着実に増加しつつあるが、なおその多くが保育・間伐を必要とする段階にあり、今後、森林の健全な育成と質の充実を図ることを機軸とすべき段階を迎えている。したがって、木材等の生産はもちろんのこと、森林の有する多面的な機能（水源かん養、山地災害防止、生活環境保全等）が高度に発揮できるよう、人工林と天然林を適切に組み合わせた多様で健全な森林づくりを進めていく必要がある。そのため、適切な森林管理の基盤となる作業道の整備を、市道や農道の整備と連携し、一体的に進める。

4 他事業との関連

本市の基幹産業は農業であり、農業の発展がまちづくりに大きな影響を与えることとなる。そのため農業生産基盤の整備開発に当たっては、水資源の確保、治水、利水等を目的として整備された胆沢ダム建設事業等との関連を考慮し、農業上の利用の一層の高度化に資するよう整備を図る。また、効率的安定的な農業を将来にわたり持続させていくことにより、地域経済の発展を促し地域活性化を図る。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業者の高齢化、担い手不足の進行が顕著化しており、荒廃農地の発生が大きな問題となっている。特に中山間地域を中心とした作業条件の不利な地域について、荒廃農地の増加が懸念されている。このため、生産活動の基盤であり、また、水源かん養等の多面的機能を有する農用地等の保全のための対策を進め、農地中間管理事業を活用して担い手への農地流動化を促進するなど新たな荒廃農地発生を防止するとともに、耕作放棄地再生利用交付金を活用し、解消に向けて取り組む必要がある。

農用地の保全については、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度を利用し、集落による合意形成のもとに優良農地の遊休化を防ぐものとする。また、かんがい排水事業やほ場整備事業の実施により、用水路と排水路との分離を進めるとともに農業生産効率の向上を図り、生産性の高い農業基盤の充実を図っていくものとする。

さらに、北上川が本市のほぼ中心を南流し、これに幾多の中小河川が農用地を縦横断する地形であり、これら河川の増水氾濫による表土流失や農地崩落、収量の減少などの被害を受けていることから、農用地での冠水を防止するための排水機施設の整備を進めるとともに老朽化した農業用施設の改修を計画的に行い農用地の維持・保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
農用地等保全施設整備	ため池 1式	大堤地区	54	1	県営農村災害対策事業
〃	ため池 1式	長堤地区	54	2	〃
〃	水路L=6,709m	猿ヶ石北部地区	112	3	〃
〃	水路L=5,941m	猿ヶ石東部地区	103	4	〃
〃	水路L=1,900m	大原堰地区	75	5	〃
〃	水路L=1,500m	北大堰地区	314	6	〃
〃	水路L=619m	南陣場地区	37	7	〃
〃	ため池 1式	南大堰地区	60	8	県営ため池等整備事業
〃	排水機場 1基	古川排水機場	850	9	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
〃	排水機場 1基	中島排水機場	220	10	〃
〃	排水機場 1基	宝祿排水機場	277	11	〃
〃	水路L=1,600m	片岡用水路	145	12	〃
〃	水路L=8,660m	江刺幹線用水路	1,296	13	〃

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農用地等保全施設整備	取水口 1式	二ノ台用水路	170	14	県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
〃	排水機場 1基	生母排水機場	162	15	〃
〃	排水機場 1基	鍋倉排水機場	177	16	〃
〃	排水機場 1基	三照排水機場	104	17	〃
〃	揚水機 1式	古戸揚水機	314	18	〃
〃	附帯施設 1式	束稲1号・2号幹線	599	19	〃
〃	吐水槽、送水管	束稲揚水機場	710	20	〃
〃	附帯施設 1式	束稲3号幹線	100	21	〃
〃	水管理システム	胆沢平野地区	9,573	—	〃
〃	水路L=546m	大平堰用水	7	22	〃
〃	水路L=1,600m	北大堰地区	316	23	〃
〃	防災ダム 一式	衣川区	933	24	県営防災ダム事業

3 農用地等の保全のための活動

山間地域など耕作条件の悪い地域については、中山間地域等直接支払制度に係る集落協定に沿った農用地の適正な維持管理活動が行われるよう、集落全体による農業生産活動を展開し、農地保全を図っていく。

荒廃農地については、耕作放棄地対策再生利用交付金を活用するとともに、営農組織等の担い手組織を育成し、農用地の農作業受委託を促進させ、担い手農家に対して農用地の集積が図られるよう指導、支援を行い荒廃農地の解消、発生の抑制に努めていく。

さらに、多面的機能支払交付金事業、アドプト制度（里親制度）等を活用し、農地、農業用水路等の保全向上に努める。

また、老朽化したため池、用排水路については、防災ダム事業やため池等整備事業により計画的な改修を実施する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

豪雨時には、森林等から農地に土砂等が流入し、災害が発生する恐れがある。森林が本来健全な状態であれば、自然のダム機能を有していることから、適切な森林整備を行い健全な状態を維持し、土砂流出等の災害を未然に防止し農地の保全を図る。

また、間伐をはじめとした、森林整備によって生じる木質バイオマス（木質チップ等）のエネルギー利用など、有効活用を推進する必要がある。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効果的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効果的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻を主体としながら畜産、果樹、野菜、花き等を組み合わせた複合経営を展開している。

経営体は個々の農家による個別経営が主流を占めているが、農業労働力が脆弱化する中で、農地の荒廃を防ぎ農業の持つ多面的な機能を守るためには集落営農の確立が急務であり、農業者の意識醸成を図りながら集落営農の組織化・法人化を推進し、担い手の確保や農地集積による規模拡大が必要である。

また、本市は土地利用中心の営農類型が多いものの、経営規模の大きな経営体がそれほど多くないことから、水稻に肉用牛や高収益作物の導入等集約型農業の組み合わせで農業経営の安定化を図る。

今後は、ほ場整備事業などを契機として農地の流動化を進め、農業を生業とする農業者が、地域における他産業従事者の所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円程度、補助従事者の所得を加えた農業経営として550万円程度）、及び年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,100時間程度）を確保できるような、効果的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体や地域農業マスタープランに掲げる担い手が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図る。

	No.	営農類型	目標規模	作目構成	流動化目標 (%)
個別経営体	1	水稻(作業受託含) +小麦または大豆	5.0ha 14.0ha 5.0ha	水稻 水稻受託(全) 小麦(大豆)	75.0
	2	水稻 +小麦または大豆	13.0ha 4.0ha	水稻 小麦(大豆)	
	3	水稻 +飼料用米	15.0ha 9.0ha	水稻 飼料用米	
	4	水稻 +WCS稲	15.0ha 9.0ha	水稻 WCS	
	5	アスパラガス +水稻	1.8ha 5.0ha	グリーンアスパラガス 水稻	
	6	きゅうり +水稻	0.4ha 5.0ha	きゅうり 水稻	
	7	トマト +水稻 +冬期葉物野菜	0.55ha 5.5ha 0.05ha	トマト 水稻 なばな	
	8	ピーマン +水稻	0.4ha 5.0ha	ピーマン 水稻	

	9	りんどう ＋水稲(委託)	1.0ha 1.5ha	りんどう 水稲(委託)
	10	小ぎく ＋水稲(委託)	2.1ha 1.5ha	水稲(委託) 小ぎく
	11	アルストロメリア ＋水稲(委託)	0.3ha 1.5ha	アルストロメリア 水稲(委託)
	12	りんご	2.5ha	りんご
	13	ホップ ＋水稲	2.0ha 8.0ha	ホップ 水稲
	14	肉用牛(肥育) ＋水稲	100頭 5.0ha	黒毛和種 水稲
	15	肉用牛(繁殖) ＋水稲	40頭 8.2ha 4.0ha	黒毛和種 飼料・牧草 水稲
	16	肉用牛 (繁殖肥育一貫)	40頭 70頭 6.0ha	黒毛和種(繁殖) 黒毛和種(肥育) 飼料・牧草
	17	酪農専作	50頭 2.5ha 14.0ha	経産牛 飼料作物 牧草
	18	菌茸 ＋水稲	10,000玉 6.5ha	菌床しいたけ 水稲
	19	水稲 ＋雑穀	8.0ha 4.0ha	水稲 ハトムギ
組織 経営 体	20	水稲＋小麦 または大豆	30.0ha 15.0ha	水稲 小麦(大豆)
	21	水稲＋小麦 または大豆 (受託込)	15.0ha 30.0ha 15.0ha	水稲 水稲委託 小麦(大豆)
	22	水稲＋小麦 ＋そば(夏播秋穫) または大豆・雑穀	30.0ha 14.0ha 14.0ha	水稲 小麦 そば(夏播)(大豆)(ハトムギ)
	23	りんご	10.0ha	りんご
	24	水稲 ＋ピーマンまたはトマ ト・きゅうり ＋小麦または大豆	21.0ha 0.6ha 7.0ha	水稲 ピーマン(トマト、きゅうり) 小麦(大豆)

資料：市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の高齢化等が進んできている現在、農用地を維持し、地域の農業生産力を高めるためには、地域の担い手を確保・育成するとともに、集落型経営体の促進を図り、その担い手等への農地集積や経営の高度化を展開していく必要がある。さらに、農業生産組織による農業生産や集落営農の実施など、農業者の創意工夫によりその地域事情に応じた農業のあり方を検討し、地域ぐるみ農業を展開していく。

また、市内に点在する荒廃農地等の解消や転作田の効率的かつ総合的な利用を図るため、中山間地域等直接支払制度を活用した集落による管理やブロックローテーション等を推進するほか、農業生産組織等の育成強化を図り、認定農業者への農地の賃借や農作業受委託などを推進し、農用地の利用集積や集団的利用を図っていく。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効果的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 集落営農の育成対策

集落での話し合いにより地域農業の将来像をまとめた「地域農業マスタープラン」による担い手の明確化、規模拡大や農用地の集積、集約化を行う。また、将来にわたり安定的な運営を目指すため、集落営農の法人化への取り組みを推進する。

(2) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等の農用地の流動化対策

農業委員、地域農政推進員等の協力を得て、地域の話し合いによる合意形成を図りながら、関係機関が一体となり、事業の普及啓発や農地の貸し手、借り手の掘り起こし活動を積極的に行い、担い手への農地集積を促進する。また、県農業公社との連携を一層密にし、農地中間管理事業を積極的に推進する。

(3) 農作業の受委託、共同化、生産組織の育成対策

低コスト農業促進のため、農家の労働力、保有機械設備、その他の事情に応じて、可能な限り農作業の受委託を促進し、集落での話し合いによる生産組織の育成を進めながら担い手への農地集積、施設機械の共有化を図る。

また、農業機械の共同購入などを促進し、担い手を確保できない地域や担い手が基幹作業のみを実施している地域については、出役による作業の共同化を検討する必要がある、そのために集落での合意のための話し合い活動を推進する。

(4) 地力の維持増進対策

耕種農家と畜産農家との連携により、資源の有効活用に努め、堆厩肥の使用や深耕による地力の維持増進を図りながら、土地利用型農業における地域複合型農業の確立に向け、土壌診断事業等による土づくり運動を推進する。

また、農地の利用集積を進め、集団的転作への取り組みを検討するなど、集落における話し合いのもとに土地利用の集団化を図る。特に、ほ場整備事業実施地区については、大豆・麦の土地利用型作物によるブロックローテーションに取り組み、適切な栽培管理により品質の向上と収穫量の確保を図りながら生産性の高い農業生産を目指す。

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

地域農業の担い手による安定的で効率的な農業生産の促進や生産コストの低減、そして担い手不足解消のためには、農業機械や農業施設の整備は不可欠である。各種補助制度や直接支払制度などを有効に活用しながら、計画的な農業機械・農業施設の整備を行っていくことが必要である。また、生産から販売に至る一貫経営体制の確立、付加価値の増大と作業合理化を進めるとともに、品質、規格を統一して安定した販路の確保を図る必要がある。

特に、ほ場整備事業実施地区においては、既存の農業機械の利用再編を行いながら、効率的な農業生産の促進や農作物の品質・規格の均一化に取り組むため、担い手や生産組合による高性能農業機械の導入を促進する。

農畜産物の生産にあたっては、消費者ニーズを的確に把握する必要があり、そのニーズにあった農畜産物を安定的に供給するため、乾燥・貯蔵施設等を整備充実し、集出荷の合理化と品質・規格の統一化による安定的な産地形成を図る。

また、農業6次産業の推進にあたり、奥州市地域6次産業化ビジョンに沿いながら、より農業比率の高い6次産業の可能性を図るべく、引き続き異業種間連携や情報把握に努めるとともに、農業生産に伴う環境保全に対する適切な対応が求められることから、これに留意した施設整備を進める。

さらに、本市全域が豊かな自然に恵まれていることから、自然体験学習やグリーン・ツーリズムなどの都市間交流の拡大に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模		受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			地区	面積	戸数			
共同 栽培 管理 施設	奥州市 簡易ビニール ハウス	6棟	奥州市	—	—	岩手ふるさと農業協同組合	1	いわて地域 農業マスタ ープラン実 践支援事業
	奥州市 簡易雨除けハ ウス 簡易パイプハ ウス	1棟 1棟	奥州市	—	—	岩手江刺農業協同組合	2	
	奥州市 簡易ビニール ハウス	30棟	奥州市	—	—	岩手ふるさと農業協同組合	—	
集出 荷蔵 施設	江刺区 りんご選別設 備		江刺区	—	—	岩手江刺農業協同組合	3	産地パワー アップ事業
	奥州市 ピーマン選別 設備		奥州市	—	—	岩手ふるさと農業協同組合	—	
	奥州市 米乾燥調製貯 蔵施設		奥州市	—	—	岩手ふるさと農業協同組合	—	
	奥州市 農業倉庫		奥州市	—	—	岩手ふるさと農業協同組合	—	
	奥州市 田植機		奥州市	—	—	(合) つつみ農産	—	担い手確 保・経営強 化支援事業
	奥州市 乾燥調製施設 等		奥州市	—	—	農業生産法人等	—	
	奥州市 コンバイン等		奥州市	—	—	農業生産法人等	—	
	奥州市 コンバイン		奥州市	—	—	農業生産法人等	—	

施設の種類	位置及び規模		受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
			地区	面積	戸数			
	奥州市		奥州市	—	—	農事組合法人	—	経営体育成 支援事業
共同 飼養 管理 施設	奥州市		奥州市	—	—	農業協同組合等	—	いわて地域 農業マスタ ープラン実 践支援事業
	牛舎							
	奥州市		奥州市	—	—	農業協同組合等	—	
	堆肥舎							
	奥州市		奥州市	—	—	農業協同組合等	—	
	奥州市		奥州市	—	—	農業協同組合等	—	
	トラクター、ホ イルローダー 等		奥州市	—	—	農業協同組合等	—	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業生産施設の整備にあたっては、森林資源の有効活用と持続的な地域林業の推進に寄与するため、間伐材等の積極的な利用に努める。また、森林組合等と連携しながら林産物の販路等を開拓する。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や担い手不足等により、急速に労働力が低下することが見込まれており、地域において中心的な役割を担う経営体の確保及び担い手の育成が急務となっている。

このため、関係機関とも連携を深めながら農業者の幅広い経営相談等に対応し、担い手の育成と確保を進める。特に、今後の農業経営者には、企業としての優れた経営感覚が求められていることから、農業者の経営管理能力の資質向上にも努める。

また、地域農業の担い手育成の場として、各種就農支援施設等を活用し、経営基盤向上のための技術習得や栽培技術等の向上を図る。

近年、農業の分野においても、高度な情報技術を駆使した各種通信施設が急速に普及し、農畜産物の栽培や生産、そして販売へと利用され農業経営の向上に役立てられていることから、ICT（情報通信技術）を活用した情報交換の場を設けることにより、担い手農業者の育成・確保に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

今後の農業維持・発展は担い手に期待するところが大きく、他産業並みの所得を確保できる安定した営農のため、技術習得の機会や各種営農情報の提供によりその活動を支援する。さらに、青年就農給付金や胆江地方ニューファーマー育成プログラムを活用しながら新規就農者を確保するとともに、規模拡大に伴う農地の取得や法人化の促進、新規就農にかかる資金面の助成等において、関係機関・団体の連携のもと強力に支援していく。

また、経営指導マネージャーによる、農業の経営管理能力や各種支援対策の活用指導、認定農業者の掘り起こしや農地の利用集積等、きめ細かな活動を全域的に実施する。

さらに、小学校において田植えや稲刈り等の農作業体験を実施し、次代の農業を担う小・中学生の農業理解の向上を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林所有規模が零細であるため、所有者に代わって森林を管理する森林経営委託を促進し、それを担う地域牽引型林業経営体の経営基盤の強化を図る。

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市における平成27年の販売農家戸数は7,791戸で、そのうち兼業農家は5,940戸で全体の76%にあたる。近年の農家数の推移を見ると、全体的には減少傾向にあり、大規模な専業農家は横ばいとなっているものの、所得の大部分を農業以外に依存する第2種兼業農家が減少し、農業離れが進んでいる。

また、ほ場整備事業の進展により担い手への農地集積がさらに進むとともに、他産業に従事していて定年退職を迎えた農家は専業農家へと移行することから、第1種兼業農家の数も一層減少するものと予想される。

今後、担い手の確保・育成や経営規模の拡大、農用地の流動化を推進するほか、兼業農家の農外所得の確保を含め、他産業への安定的な就業の場を確保することが必要となってきた。その安定就労を確保するため、工業団地を中心とした企業の誘致とともに、地元企業の育成強化、経営の安定化を図り、雇用機会の拡大及び就業相談活動を促進しながら就業を支援する。

また、バイオマスや風力・水力・太陽熱などの自然エネルギーや、畜産バイオマス・稲わらなどの農林業の廃棄物の再資源化などの、農林業の多様化・複合化を進める中で、新たな就業機会を図る。

(単位：人)

区 分		就 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的 勤務	製造業	10	1	11	6	0	6	16	1	17
	建設業	11	0	11	4	0	4	15	0	15
	サービス業	17	1	18	1	0	1	18	1	19
	その他	41	5	46	7	0	7	48	5	53
計		79	7	86	18	0	18	97	7	104
自営兼業		25	0	25	0	0	0	25	0	25
日雇・臨時雇		26	4	30	5	0	5	31	4	35
その他		9	0	9	0	0	0	9	0	9
総 計		139	11	150	23	0	23	162	11	173

(注) アンケート調査による

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

兼業農家が減少するなかで、身近な所に安定的就業の場が確保できれば農家経済、家庭経済的にも潤い、ひいては地域の活性化にも大きな役割を果たすものと思われる。そのため通勤圏である胆江広域圏内に優良企業を誘致するなど、地域に安定した雇用の場を確保し、不安定兼業従事者や農外就業を希望する農業者に対しては、農用地の流動化や農作業受委託の促進とあわせ、安心して農外就労できるための相談、助言を行う。

併せて、農用地の流動化、地域特産物の開発等により担い手及び農業後継者の確保・育成、経営規模の拡大、農産物の高付加価値化などによるブランド開発や推進、起業化を支援しアグリビジネスの推進を図る。

近年、活発化している産地直売施設での農産物販売に関しては、地域特産品の販路拡大及び地産地消活動を推進する。

3 農業従事者就業促進施設

なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業の一体的振興に努めながら地域農産物や森林資源を活用した多彩なブランド品等の開発を推進し、これらの加工・生産のための就業機会の確保、増大を図り、所得の向上と若年層の定着化を促進する。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農家と非農家の混在化が進み、農村地域においても生活様式の多様化と連帯意識の希薄化が顕著なものとなっている。こうした状況に対応するため、農業者がゆとりと安らぎをもって農業に従事することができるとともに、農業担い手や都市住民にとっても魅力ある生活環境の整備が求められている。

また、農家、非農家を問わず、農村住民としての幅広い合意形成を進め、共同活動等いわゆる「結（ゆい）」機能を活性化するとともに生産と定住の場として農村を整備し、人と自然の調和した生活環境づくりを推進していく。

したがって、生活環境の整備については、農業生産基盤の整備とともに、計画的かつ一体的に、生活の多様化や生活水準の向上に対応できる利便性と効率性を追及しつつ、豊かな自然と歴史的、文化的伝統を活かした心安らぐ地域づくりの実現に向けた生活環境の整備に努めるものとする。

(1) 安全性

市民の生命及び財産を災害から守るため、奥州市地域防災計画に基づき、関係機関との協調により、総合的かつ計画的な防災対策を実施していく。さらに、災害の発生を未然に防止するため、危険地域等の指定を行い、市民への周知やパトロール等を実施していく。また、犯罪のない明るい地域社会の実現のため、防犯意識の啓発活動、青少年の非行防止活動等を推進した防犯活動を学校、地域と一体的に進める。

また、ガードレール、カーブミラー、交通安全標識、歩道等の施設の整備を進めるとともに交通安全教育の推進を住民と行政が一体となって進めるなど、総合的な交通安全対策の充実を図る。

(2) 保健性

高齢化社会を迎え、保健、医療、福祉の連携強化と地域医療体制の充実が求められているが、保健・福祉センターや市立病院等の有効利用を図りながら、意識啓発や介護予防の活動を積極的に進めるほか、住民が安心できる地域医療体制の構築、地域密着型介護福祉施設整備の検討、高齢者の生きがいづくり対策などを実施する。

また、生活水準の向上と生活様式の多様化により悪臭や水質汚濁等の環境問題が懸念されていることから、公共下水道、農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽の設置を促進する。

ゴミ処理については、指定袋によるゴミの減量化と一般廃棄物の収集体制の充実及び資源リサイクル活動を重点的に展開する。

(3) 利便性

道路交通網の整備については、利便性と安全性の両機能を十分に発揮できるよう配慮しながら、集落内、集落間道路及び幹線道路等円滑な交通の実現を基本とした計画

的な整備を行う。鉄道交通、バス交通の確保や改善を促し、交通弱者などを考慮した、人に優しく利便性の高い交通サービスの充実を図る。

また、情報通信技術（ICT）は、地域間の距離を縮めるほか、社会活動全体の効率性を高める生活の実現をするための重要なツールである。地域の特性を活かした情報通信技術基盤の整備、誰もがICTを利活用できる情報教育の充実など情報化への対応を図る。

（４）快適性

本市の恵まれた自然環境、歴史、風土等、地域の特性を活かした都市空間を創造するとともに、潤いのある快適なまちづくりを進めるため、住民の憩いの場となる施設の整備を段階的に進め、豊かな人間関係が育まれる農村社会をつくる。

また、現在進められているほ場整備とあわせて水辺環境を整備し、農業用水路を利用した水辺環境整備により景観と自然生態系の保全に配慮した居住環境の改善を図る。

（５）文化性

本地域には、古くから伝わる伝統文化や文化的史跡など文化遺産が数多くあることから、これらの重要な文化財を明日の地域を作る貴重な資源として保存するとともに、各種伝承活動を積極的に奨励し、歴史息づく健康文化都市づくりを目指す。

また、スポーツ・レクリエーション活動の日常化を促進するため、気軽に利用できる運動施設の整備、学習プログラム情報の提供や市民の幅広いニーズに対応できる指導者の育成を図る。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
農業集落排水施設	胆沢区 処理施設1 式（機能強化）	供養塚地区	1	
〃	胆沢区 処理施設1 式（ 〃 ）	辻地区	2	
〃	江刺区 処理施設1 式（ 〃 ）	上三照地区	3	
〃	胆沢区 処理施設1 式（ 〃 ）	愛宕地区	4	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林資源は、水源かん養、災害防止等の公益的機能はもちろん、保健、休養、憩いの場としての住民の快適環境を生み出す基本的財産でもあることから、農村の生活環境整備に当たっては、その保全に配慮しながら総合的な視点で整備を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

奥州市総合計画及び他の計画との整合性を図りながら、本地域における生活環境施設の整備を総合的に推進し、農山村における生活環境基盤の整備に努める。

第10 附 図

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 土地利用計画図 | (附図1号) |
| 2 | 農業生産基盤整備開発計画図 | (附図2号) |
| 3 | 農用地等保全整備計画図 | (附図3号) |
| 4 | 農業近代化施設整備計画図 | (附図4号) |
| 5 | 農業就業者・育成確保施設整備計画図 | (附図5号) |
| 6 | 生活環境施設整備計画図 | (附図6号) |

別記 農用地利用計画図

(1) 農用地区域

- ア 現況農用地等に係る農用地区域
- イ 現況森林、原野等に係る農用地区域
詳農用地利用計画図のとおり

(2) 用途区分

詳細土地利用計画図の用途別彩色区分は次のとおりとする。

- | | | |
|------|---------|----|
| 彩色区分 | 農地 | 黄色 |
| | 農業用施設用地 | 橙色 |